

重要事項説明書
訪問看護契約書
個人情報取り扱い

利用者： _____ 様

法人名：社会医療法人 小寺会

事業者：訪問看護ステーション 佐伯の太陽

訪問看護重要事項説明書

訪問看護・訪問リハビリテーションサービスの提供にあたり、当事業所が説明すべき重要事項は以下のとおりです。

1. 事業者の概要

法人名	社会医療法人 小寺会
所在地	大分県佐伯市常盤東町6番30号
代表者名	理事長 小寺 隆三
電話番号	0972-22-8846

2. 事業所の概要

(1) 事業者の指定番号およびサービス提供地域

事業所名	訪問看護ステーション佐伯の太陽
所在地	大分県佐伯市常盤東町6番30号
責任者	藤本 志寿枝
電話番号	0972-23-2112
介護保険指定番号	大分県4460590013号
開設年月日	平成16年5月1日
サービス提供地域	佐伯市内 ※こちらの地域以外の方でもご相談ください。

※事業所名・・・訪問看護ステーション佐伯の太陽 サテライト

所在地・・・大分県佐伯市駅前1丁目1番11号

電話・FAX・・・電話 0972-20-3988 FAX 0972-22-7488

(2) 営業時間

月～土	午前8:00～午後17:00
祝日	午前8:00～午後17:00

※必要に応じて24時間緊急訪問を行う事が出来る体制を常時整えております。

(3) 提供職種

- 1) 管理者 1名【常勤兼務（看護師）】
- 2) 看護師 2.5名以上【常勤換算、うち1名以上は常勤】
- 3) 理学療法士・作業療法士 1名以上【常勤換算】

3. 事業の目的、運営方針

<事業の目的>

要介護状態と認定された利用者様に対して、看護のサービスを提供し、居宅において利用者様が有する能力に応じた、可能な限り自立した生活を確保することができるよう支援することを目的とします。

<運営の方針>

24時間体制で、利用者様の心身の状態に応じた適切なサービスを提供します。事業の実施に当たっては、人員の確保、教育指導に努め、利用者様個々の主体性を尊重し、地域の保健医療、福祉との連携のもと総合的なサービスの提供に努めます。

- 1) 高齢者などの心身の特性を踏まえて、全体的な日常生活動作の維持・回復を図ると共に、生活の質の確保を重視した在宅療養が継続して行なえるように支援します。
- 2) 事業の実施にあたっては、保健所、市町村及び医療機関などの関係機関ならびに保健・医療・福祉の関係職種等と密接な連携を図ります。
- 3) 質の良い訪問看護サービスを提供する為、訪問看護従事職員の研修を継続的に行い、資質の向上を図ります。

4. 訪問看護サービス提供内容

利用者個々に訪問看護計画を作成し、以下の看護サービスを提供します。

- ① 血圧・体温・呼吸・脈拍等の健康チェックと指導
- ② 症状・障害・全身状態の観察と指導
- ③ 清拭や洗髪等による全身の清潔の保持、食事や排泄等の日常生活援助
- ④ 褥瘡の予防と処置
- ⑤ カテーテルの管理や交換
- ⑥ リハビリテーション（機能訓練、日常生活動作訓練、介助方法指導、住宅改修、福祉用具アドバイス等）
- ⑦ ターミナルケア
- ⑧ 療養生活や介護方法、福祉サービス利用についての相談や指導
- ⑨ その他在宅療養を継続するために必要な、医師の指示による医療処置

5. 利用料金

介護保険／医療保険に基づく自己負担額

※ 料金表 別紙参照

6. サービスの利用に関する留意事項

(1) サービスの終了

1) 利用者のご都合でサービスを終了する場合

サービスの終了を希望する日の1週間前までにお申し出ください。

2) 事業者の都合でサービスを終了する場合

人員不足等やむを得ない事情により、サービス提供を終了させていただく場合がございます。その場合は、終了1ヶ月までに文書で通知いたします。

3) 自動終了（以下の場合、双方の通知がなくても自動的にサービス終了します）

- ・ 利用者が介護保険施設に入所した場合
- ・ 介護保険給付でサービスを受けていた利用者の要介護認定区分が、非該当〔自立〕と認定された場合
- ・ 利用者が亡くなった場合

・

4) その他

- ・ 事業者が正当な理由なくサービスを提供しない場合、守秘義務に反した場合、利用者やご家族などに対して社会通念を逸脱する行為を行った場合、または事業者が破産した場合、利用者は文書で解約を通知することによって即座に契約を解約することができます。
- ・ 利用者様が、サービス利用料金の支払いを3ヶ月以上遅延し、料金を支払うよう催告したにもかかわらず10日以内に支払わない場合、または利用者やご家族の方などが、事業者や事業者のサービス従業者に対して本契約を継続し難いほどの背信行為を行った場合は、事業者により文書で通知することにより、即座にサービスを終了させていただく場合がございます。
- ・ 利用者が、風邪・病気等の際はサービスの利用を見合わせて無理な利用はお断りする場合がございます。
- ・ 事業者の当日の健康チェックの結果体調が悪い場合、サービスを変更または、中止することがあります。
- ・ ご利用中に体調が悪くなった場合、サービスを中止することがあります。その場合ご家族に連絡の上、適切に対応します。
- ・ 健康に影響を与える可能性のある疾患（感染症）が明らかになった場合、速やかに事業所に申告してください。治癒するまでサービスの利用はお断りさせていただきます。

7. 事故発生・緊急時の対応方法

速やかに家族・主治医に連絡し、必要に応じて医療機関への搬送を行います。

8. 災害時の対応

気象庁の発表する警報（暴風警報・特別警報等）や避難指示・避難勧告が発令された場合、または大雪・地震等の災害発生時には、職員の安全確保を優先し、訪問を中止または延期することがあります。

訪問中止の際は、可能な限り事前にご連絡致します。

災害発生時には、事業所の判断により、緊急対応が必要な場合を除き、通常の訪問を控えることがあります。

9. 損害賠償

事業所は、利用者に対する訪問看護サービスの提供に当たって、万が一事故により、利用者や利用者の生命・身体・財産に損害が発生した場合は、不可抗力による場合を除き速やかに利用者に対して損害を賠償します。但し、利用者や利用者の家族に過失がある場合は、損害額を減ずることが出来ます。

10. 苦情窓口

苦情等の窓口は以下のとおりです。

① 地域包括ケアセンター佐伯の太陽（総合窓口）

センター長：萬屋 真理

連絡先：電話番号 0972-20-3988

② 佐伯中央病院 地域連携室（訪問看護や病院等に関する窓口）

連携室長：増野 真介

平 日 午前8時～17時

連絡先：電話番号 0972-28-8881

土曜日 午前8時～12時 まで受付

③ ケアプランセンター佐伯の太陽（計画プラン等に関する窓口）

管理者：井川 浩洋

平 日 午前8時～17時

連絡先：電話番号 0972-20-3788

土曜日 午前8時～12時 まで受付

④ 佐伯市高齢者福祉課介護保険係（介護保険等に関する窓口）

連絡先：電話番号 0972-22-3117

平 日 8時30分～17時

11. 相談・要望の窓口

訪問看護に関する相談、要望などは担当責任者までお申し出下さい。

TEL：0972-23-2112

担当責任者： 管理者 藤本 志寿枝

受付時間 月～土： 8時～17時

（※国民の休日はお休みです。）